

禁止されたんですか!!



- 大阪市では、焼却工場での資源化可能な紙類の受入れを平成25年10月1日から禁止しています。
- 資源化(リサイクル)可能な紙類につきましては、一般廃棄物収集運搬業許可業者か再生資源事業者(リサイクル事業者)へ委託しましょう。
- 紙類の処理につきましては、次のとおり、資源化(リサイクル)可能な紙類及びリサイクルに向かない紙類(禁忌品)に分かれます。

資源化(リサイクル)可能な紙類

新聞 折込広告含む。 	段ボール 粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがしてください。 	紙パック 紙パック マークのあるもの 	シュレッダー紙 ※機密書類も含む。
OA紙 コピー用紙、コンピュータ用紙 ※機密書類も含む。 	雑誌 週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞典 	OA機材最新モデル Office Catalogue 	オフィス事務用品 辞書
その他の紙 包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒、紙袋、名刺 ※機密書類も含む。 			

一般廃棄物収集運搬業許可業者か再生資源事業者へ委託しリサイクルしてください。
(資源化可能な紙類については、焼却工場へは搬入することができません。)